

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

概要

高年齢労働者の職場改善

- ・身体機能の低下を補う設備、装置の導入
- ・新型コロナウイルス感染予防（対人業務簡素化）
- ・負担の大きい作業を解消する環境改善



厚生労働省 HP抜粋

対象

医療・福祉

- ・60歳以上の労働者を常時1名以上雇用
- ・常時使用100人以下、資本金5,000万円以下
- ・労働保険及び社会保険に加入している




申請


手続き


- ・日本労働安全衛生コンサルタント会が受付
- ・実績報告書及び精算払請求書を提出

申請期間6月11日～10月31日まで



 補助対象：高年齢労働者のための
職場環境改善に要した経費

 補助率：1 / 2

 上限額：100万円（消費税を含む）

※厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



移座えもんローラ 1800
ベッド、ストレッチャー間の移乗に

【お問い合わせ先】

販売店



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
申請関係 または 支払関係

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

無料

相談・助言

- 各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。
- 人事管理制度の整備に関すること
 - 賃金、退職金制度の整備に関すること
 - 職場の改善、職域開発に関すること
 - 能力開発に関すること
 - 健康管理に関すること
 - その他高齢者等の雇用問題に関すること

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。